

別表第1（第3条関係）

指定用地の区分	指定用地の名称又は指定要件
第1種指定用地	(1) 高知テクノパーク (2) 南国オフィスパーク (3) 高知西南中核工業団地 (4) 高知みなみ流通団地 (5) なんごく流通団地 (6) 高知新港企業用地 (7) 高知新港高台用地 (8) 宿毛湾港工業流通団地 (9) 高知岡豊工業団地 (10) 香南工業団地 (11) 川谷刈谷工場用地 (12) 高知中央産業団地 (13) 南国日章産業団地
第2種指定用地	次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1) 企業が立地するための諸条件が整っており、当該用地の開発が県内産業の発展に寄与するもの (2) 既存の指定用地を拡張する場合で、当該用地において既に操業している企業が工場の用に供するために開発するもの (3) 企業が開発主体となるもののうち、知事及び当該用地が所在する市町村長との間において、あらかじめ当該開発の内容に関する協定を締結したもの
第3種指定用地	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 既存用地のうち、企業立地を促進することが県内産業の発展に寄与すると認められるもの (2) 当該用地及び当該用地に存する減価償却資産に係る高度化融資資金の未償還残高がないもの

別表第2 (第5条、第6条関係)

区 分		企業の指定要件 ((注) 企業指定の対象業種等区分は、別表第3のとおり)
指 定 用 地	第1種指定用地 高知テクノパーク	企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの。ただし、県内企業については既に操業している企業が当該用地内で増設を行う場合を除き、共同研究を行うものに限る。
	第1種指定用地 南国オフィスパーク 高知西南中核工業団地 高知岡豊工業団地 第2種指定用地 第3種指定用地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から3まで又は5のいずれかに該当するもの (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知みなみ流通団地 なんごく流通団地	(1) 県外企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、4については、用地を一括分譲で取得するものに限る。 (2) 県内企業 企業指定の対象業種等区分1から5までのいずれかに該当するもの。ただし、3から5までについては、用地を一括分譲で取得するものに限る。
	第1種指定用地 香南工業団地 川谷刈谷工場用地 高知中央産業団地 南国日章産業団地	企業指定の対象業種等区分1又は2に該当するもの
	第1種指定用地 高知新港企業用地 高知新港高台用地	企業指定の対象業種等区分1、2、4、5又は8から10までのいずれかに該当するもの
	第1種指定用地 宿毛湾港工業流通団地	企業指定の対象業種等区分1、2、4又は8のいずれかに該当するもの
	指定外用地	企業指定の対象業種等区分1、2、6又は7のいずれかに該当するもの

別表第3（企業指定の対象業種等区分）（注1）（第6条関係）

1 一般製造業	日本標準産業分類表の大分類E製造業に該当するもののうち、下記2を除くもの
2 企業立地戦略重点対象業種	(1)地域資源活用型産業 農林水産物又は水資源を主要原材料（注2）とするもののうち、当該主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の6割以上が県内産であるもの
	(2)加工組立型産業 次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業（24） イ はん用機械器具製造業（25） ウ 生産用機械器具製造業（26） エ 業務用機械器具製造業（27） オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） カ 電気機械器具製造業（29） キ 情報通信機械器具製造業（30） ク 輸送用機械器具製造業（31）
	(3)素形材製造業等 次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（1634） イ プラスチック製造業（1635） ウ 医薬品製造業（165） エ プラスチック製品製造業（18） オ ガラス・同製品製造業（211） カ フェロアロイ製造業（2213） キ 表面処理鋼材製造業（224） ク 鉄素形材製造業（225） ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業（231） コ 非鉄金属素形材製造業（235） サ その他の非鉄金属製造業（239） シ 新素材製造業（注3）
3 情報通信業・サービス業等	次のいずれかに該当するもの ア ソフトウェア業（391） イ 情報処理・提供サービス業（392）のうち下記6を除くもの ウ デザイン業（7261） エ エンジニアリング業 オ 機械設計業（7431） カ 非破壊検査業（7442） キ 計量証明業（745） ク 産業用設備洗浄業（9292）
4 流通業等	次のいずれかに該当するもの ア 運輸業（42～48） イ 卸売業（50～55） ウ 流通加工業
5 試験研究施設	高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設（試験研究又は試作品開発と一体となる製造・加工用施設を含む。）
6 サテライトオフィス等	次のいずれかに該当するもの ア 知事が別に定めるバックオフィス等の業務を行うもの イ 誘致支援企業

7 農業	次のいずれかに該当するものうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行うアからキに該当するもの及びその生産に密接に関連するクからコに該当するもの ア 米作以外の穀作農業（0112） イ 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（0113） ウ 果樹作農業（0114） エ 花き作農業（0115） オ 工芸農作物農業（0116） カ ばれいしょ・かんしょ作農業（0117） キ その他の耕種農業（0119） ク 穀作サービス業（0131） ケ 野菜作・果樹作サービス業（0132） コ 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業（0133）
8 新エネルギー関連業種	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定するもの
9 小売業・飲食サービス業	次のいずれかに該当するもの ア 小売業（56～58、60） イ 宿泊業・飲食サービス業（75～77）
10 立地支援企業	指定用地に進出する企業の立地を支援する企業（開発事業者等）

(注1) 括弧内数字は、日本標準産業分類の中分類、小分類及び細分類を表す。

(注2) 「主要原材料」

商品の重要なセールスポイントを形成する原材料をいう。

(注3) 「新素材製造業」

主として、ファインセラミックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせ高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう（主として新素材の原料を製造する事業所を含む。）。